

受益者負担金

受益者負担金とは

下水道が整備されると、浄化槽なしで水洗トイレや台所などの汚れた水を排除でき、衛生的で快適な生活環境を保てるようになります。また、町の衛生環境そのものが向上し、下水道のない地域に比べて土地の利用価値が上がることとなります。しかし、下水道の建設には多額の費用がかかるうえ、道路や公園のように不特定多数の人が利用できる施設とは違い、下水道の整備された区域の人だけが限られて恩恵を受けることとなります。

これら下水道建設費を町の税金だけでまかなうと、下水道のない地域の人には不公平になってしまいます。そこで、下水道の整備によって恩恵を受ける皆様に建設費の一部を負担していただき、負担の公平性を保ち、それによって下水道の建設を推進しようとするための制度が『受益者負担金制度』です。

※ 受益者負担金を納めていただく根拠

都市計画法第75条及び地方自治法第224条の規定に基づき『松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例』により、公共下水道事業の受益地を対象として受益者（土地の所有者又は権利者）に賦課されるものです。

受益者負担金を納めていただく方（受益者）

公共下水道が整備される区域内に土地を所有されている方。ただし、その土地に権利（地上権、質権、賃借権）などがある場合は、その権利者が受益者となって負担金を納めていただくこととなります。

その土地に建物が建っている場合は、その建物の所有者が受益者となり、アパート、マンション等の賃貸住居の借家人は受益者とはなりません。

なお、その土地にかかる受益者負担金は、一度だけのものです。

役場上下水道課



(1) 申告書

(2) 申告書・減免申請書
・徴収猶予申請書等

(3) 受益者負担金決定通知書
・納付書

(4) 受益者負担金納付

受益者



受益者負担金の額

一筆の土地に対して、1平方メートル（㎡）につき350円です。

ただし、一筆につき15万円を超える場合は、15万円を限度とします。（計算した負担金の額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。）

※計算例 173.25㎡（52.4坪）の場合

$$173.25\text{㎡} \times 350\text{円} = 60,630\text{円}$$

負担金の納付方法と納付時期

『一括納付』又は『分割納付』のどちらかです。

①『一括納付』

一括の場合は、前納報奨金を差し引いた金額を納めていただきます。

『一括納付』は1年目の第1期（8月）のときに納付される方しか適用になりません。

受益者負担金額 - 前納報奨金 = 納付額

一括	（受益者負担金） 60,630円	-	（前納報奨金） 5,930円	=	（納付金額） 54,700円
----	----------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------

前納報奨金は負担金額の約1割で、一人あたり100,000円が限度額となります。

②『分割納付』 4年分割の16回払（年4期×4年）となります。

※計算例 173.25㎡ × 350円 = 60,630円の場合

（単位：円）

分 割 納 付	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	計
	年度	（8月）	（10月）	（12月）	（2月）	
1 年 目	1年目	5,130	3,700	3,700	3,700	16,230
	2年目	3,700	3,700	3,700	3,700	14,800
	3年目	3,700	3,700	3,700	3,700	14,800
	4年目	3,700	3,700	3,700	3,700	14,800

受益者負担金の減免・徴収猶予

対象となる主なものは次のとおりですが、減免又は徴収猶予を受けようとする場合は、必ず**申請書を提出**して下さい。

減免対象

- 国又は地方公共団体が、公用または公共の用に供し、または供することを予定している場合。（道路・公園・学校・庁舎・公営住宅用地）
- 公の生活扶助を受けている受益者、又はこれに準ずる特別な事情がある場合。
- 私立学校、社会福祉施設
- 墓地、境内地、公道に準ずる私道、集会所用地

※減免率は区分によって異なります。

徴収猶予対象

- 受益者が災害、盗難、その他の事故により納付困難の場合
- 受益対象地が裁判上の係争地となっている場合。
- 土地の現況が農地等である場合。